

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

**司会者**：裁判員及び補充裁判員を経験された方々との意見交換会を始めさせていただきます。

今年になって、裁判員裁判が始まって10周年を迎えており、私自身もつい先日、100件目となる裁判員対象事件の判決を行い、裁判所においても多くの経験が蓄積されているところにはなりません。それだけに、現状に慣れてしまっていて改善すべき点を見落とすことがないようにしなければならないのですが、裁判員や補充裁判員として裁判に参加された方々は、当然のことながらそうした慣れというものはありませんので、新鮮な感覚で現在の運用を御覧いただいたと思います。そうした中でのお一人ずつの御経験や御感想は大変重要なものとなりますので、本日はよろしく申し上げます。

今回は法曹三者の方々にもこの席に参加していただいています。

それでは、本日の進行ですが、最初に6名の方々に裁判員裁判に参加しての全般的な感想・印象をお伺いして、続いて選任手続も踏まえた日程上の参加のしやすさの問題、そして審理及び評議のわかりやすさに関する具体的な御感想や御意見を伺い、最後にこれから裁判員になられる方々へのメッセージもお話しただけたらと思います。その後に報道機関の方々から経験者の方々への質疑応答等を行うという流れになっております。

それでは、今回、裁判員や補充裁判員を経験された6名の方にお越しいただいております。それぞれが貴重な御経験をされていますので、御意見・御感想を伺って今後の参考にさせていただきたいと思いますが、私自身、いつも評議の冒頭では発声練習とあって、簡単に感想を伺ったりしておりますので、今回まずは皆さんに全般的な感想や印象を何でも結構ですので、一言ずつ述べていただきたいと思います。

**裁判員等経験者 1**：私は一言でいうと、良い人生経験ができたかなというふうには感じております。また同時に、社会人としての役目を果たせたのかなという気もしました。

**司会者：**どうもありがとうございます。

確か1番の方，殺人事件，それも介護していたお母さんに対する事件ということで，非常に難しいところがあったかと思います。

次に2番の方，殺人，死体遺棄という事件を担当されました。実際担当されてどのような感想を持たれたでしょうか。

**裁判員等経験者2：**先ほどの方もおっしゃられたとおり，私も非常に貴重な経験をさせていただいたと思っております。なかなか人の人生に対してここまで真剣に考えることってないもので，また，職場に戻ってからも結構質問攻めに遭うみたいな形で，なかなかない経験だったんですけども，自分としても非常に良かったと思っております。

**司会者：**どうもありがとうございます。

その職場との関係等も非常に貴重な御経験ですので，またいろいろとお伺いしたいと思います。

次に3番の方，殺人未遂事件を担当されたということで，殺意が問題になった事案でしたが，どのような感想を持たれましたでしょうか。

**裁判員等経験者3：**私の場合は，被害者の方が比較的軽度な被害で済んだお話だったので，割と冷静に皆さんと共に意見を交換しつつ評議できたのかなという気がしております。すごく貴重な体験にもなりましたし，皆さんと意見を交換するという中で，こういう考え方もあるんだとか新たな視野が広がったような経験をしたと感じております。

**司会者：**どうもありがとうございます。

続いて，4番の方は，拳銃を用いた発砲事件ということで，ちょっと特殊な事件でもありました。どのような感想を持たれましたでしょうか。

**裁判員等経験者4：**裁判所に来るということ自体が非日常で，毎日新鮮で好奇心に満たされて，本当にいい経験をさせていただいたと思っております。事件そのものは重たくなくて，深く悩むこともなく，よくわかりました。

**司会者：**またその点，後で具体的にいろいろお伺いしたいと思いますので，よろ

しくお願いいたします。

そして、5番の方は、殺人事件の担当だったと思います。いろいろと精神疾患が背景にあるということで難しい問題もあったかと思います。どのような感想を持たれたでしょうか。

**裁判員等経験者5**：今回、このような裁判員裁判を務めさせていただいたんですが、事件が殺人事件というちょっと重い事件で、またその殺人をされた方がちょっと知的障害があるというそういう中で、自分の今までの培ってきた経験とか考え方とかそういうのでどこまで自分が適応できるのかなと、考えられるのかなという不安もありながらでしたが、裁判長、また裁判官、また一緒に裁判員を務める方と評議していく中で、皆さんのいろいろな意見を聞きながら、自分の不安もだんだんそういういろいろな人の話を聞くことで、またいろんないい方向に導いていけるのかなというのはすごく感じました。

**司会者**：どうもありがとうございます。

それでは、最後に6番の方、殺人未遂ということで、専ら量刑が問題になった事案ですが、なかなかいろんな背景事情もあった事件のようで難しいところもあったと思いますが、どのような御感想でしたでしょうか。

**裁判員等経験者6**：私がさせていただいたのは、暴力団関係の方の被害者も加害者もそういう絡みのある方だったので、一般市民としての判決というか、意見というのしかわからなかったもので、一般市民としての意見を述べられたことがいい経験をさせてもらったかなと感じました。

**司会者**：どうもありがとうございます。

それぞれ前向きな発言で大変裁判所としては心強いところですが、必ずしも遠慮する必要はありませんので、もし、問題点もあつたら、こういうところはこうしたほうがいいなという方、本当にどうぞ遠慮なくおっしゃってください。

それでは、次にまず、選任手続から審理の中で実際に皆さん、長い方は2週間以上の方もいらっしゃる、もう本当に3日ぐらいで終わったという方もい

らっしゃったと思います。そうした中で、実際参加されることで、職場の関係、家族の関係、いろいろあったと思いますが、参加のしやすさの問題、このぐらいやったら大丈夫だったかな、あるいは、もうちょっと期日・期間がこういうふうに配慮してくれたらやりやすかったかなと、そういう日程上の問題を最初に皆さんにお伺いしたいと思います。

特に最近、辞退率が少し高いんじゃないかといったような点が問題になっていますので、できるだけ多くの方が参加しやすい環境を整えようと努力しているところもありますので、またそういう御意見があったらよろしくお願いします。

それでは、1番の方、確か月曜日の午前中に選任手続があつて、ちょうど1週間おいて、月曜から4日目の木曜までかけての審理という流れだったと思います。この日程自体は、いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者 1**：他がどういうパターンがあるのかが理解できていませんので、私としては別に全然ストレスもなく手続ができて、かつ会社のほうも既に前例があったんで、会社としては理解もされていまして、スムーズに出席することができました。

**司会者**：1番の方の場合は、4日ぐらいの審理日程ですが、それでも選任から始まるまで1週間ぐらい間が空いていたというのがありますけれども、やっぱり1週間空いていて良かったなと思われるのか、それとももう選任されたら連続でやってくれたほうが何か気持ちが落ちついて良かったなと思われるのか、その辺、今、どのような感想でしょうか。

**裁判員等経験者 1**：いや、どっちのほうがいいとか、済みません。そんな意見がないので。

**司会者**：いや、そこはどちらでも結構です。裁判所もちょっとそこは関心を持ってどのような日程にしようかなと思っているところですので。

一方で、次2番の方ですけど、金曜日に選任が行われて、翌週の火曜日から始まって、そのまま、また翌々週の水曜ということで週またぎでちょっと長い日

程だったと思います。この点、参加のしやすさという観点からいかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者 2**：最終的に選ばれるかどうか直前までわからないというところで、そこに関してもかなり職場と話をしまして、何かいなくなってもできるように2週間ぐらい一気に詰めた形で段取りをしたので、一応、まあまあ何とかあったというところですね。

**司会者**：この点もさっきの1番の方は選任から始まるまで1週間置いたんですけども、やっぱりそのぐらい空けてほしかったなというのか、それとも今言った金曜日選任で火曜日始まりぐらいでも何とかあったなという感じなのか、その点、いかがでしたか。

**裁判員等経験者 2**：残された職場の人に後で聞いた話でいくと、いないものとして他の予定が走らせられるので、むしろこれはこれで良かったんじゃないかというそんな感じでした。

**司会者**：何か皆さん本当に職場の御理解が高いところだったようですが、3番の方は木曜日に選任されて、翌週の月曜から金曜、もう本当に週を丸々使われたという形の審理だったと思いますが、この日程はいかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者 3**：私自身は実は自営なので、ある程度時間に余裕があったので、日程自体はそんなに苦しくはなかったんですが、仮に選任されていなかった場合、丸々1週間休みになるわけで、私の場合、自分が稼働しないと稼ぎにならないものですから、もし選ばれていなかったらどうだったろうかなという経済的不利益というのはちょっと感じました。

**司会者**：差し支えない範囲でお伺いしたいんですが、その1週間というのは、代わりの誰かに依頼したりとか、そういう段取りとかをつけられたんでしょうか。それとも自営の仕事を丸々休む予定で用意していたという形だったんでしょうか。

**裁判員等経験者 3**：ちょっと特殊な仕事で、私がやらないとできない仕事なので、その誰かに任せるということができない状況でした。

**司会者**：でしたら、もし選ばれなかったら、本当はできたはずの1週間が丸々空いてしまって、全く無駄になったかもしれないという状況だったということでしょうか。

**裁判員等経験者3**：まさにそのとおりです。

**司会者**：じゃあ、続きまして、4番の方は、火曜日に選任され、もうその翌日の水曜日から、水、木、金と、要するに選任されてその後連続で3日間という日程だったと思いますが、この日程についてはいかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者4**：自分は自営業ですので、時間的なそういう仕事への影響はありません。

**司会者**：これも、今3番さんにお伺いしたことなのですが、その3日間というのは、もうその自営の仕事は丸々閉めてしまう予定なのか、それとも他の従業員の方とか、他の方にちょっと任せる状況なのか、そこはいかがだったのでしょうか。

**裁判員等経験者4**：任せる状態です。

**司会者**：じゃあ3番さんと違って、もし選ばれなくても、それはそれでまた自分が戻れば良いというような状況ではあるのでしょうか。

**裁判員等経験者4**：はい、最初集合したときに大勢だったので、ああこれは今日だけやなというふうに思いました。

**司会者**：そしたら、予想外に選任されてしまったということだったと思います。

ただ、これ実際は3日間というのは、割と短いほうの日程だと思うんです。これが例えば1週間以上とか、2週間以上とかになってきたら、それでもやっぱりそんなに変わらず対応できたでしょうか。

**裁判員等経験者4**：自分は大丈夫ですけど、人によっては大変だと思います。

**司会者**：それから、5番の方は、木曜日に選任されて、その次の金曜日に始まって、翌週の金曜日までずっと1週間とちょっと審理だったという日程だと思います。この点、いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者5**：そうですね、その始まるとかそういう長さとかは、他の事件

とかいろいろな日程とかで一概に言えないと思うんですけども、そんなに負担になる長さでもなかったですし、時間的にも私は大丈夫でした。

**司会者：**特に選任されて始まるまで1週間ぐらい空けてほしかったとか、あるいは翌週が丸々月曜から金曜じゃなくて、ちょっと間1日空けてほしかったとか、特にそういうことはなかったでしょうか。

**裁判員等経験者5：**そうですね、そう感じたことはなかったですね。

午前中で評議がその日の予定まで行ったという感じだったら、お昼からもう帰っていいですというそういう指示もいただいたので、割と時間的にはやりやすい感じでした。

**司会者：**どうもありがとうございます。

では、また最後になりますが6番の方は、金曜日に選任手続があって、翌週が月、火、水と3日間という日程だったと思います。この点、いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者6：**私も他の方が何日されていたのか、全然わからなかったもので、3日間裁判させていただいて、意外と短いんだなという印象もありましたので、そんな負担感もありませんでした。仕事も契約社員で割と不規則な仕事をさせてもらっているんで、この期間も事前に連絡もらったときに、もし選ばれた場合はこの3日間はちょっと仕事出られないんでお願いしますという形をさせていただいていたので、仕事の的にも支障もなくて、やらせていただいたかなと思っています。

**司会者：**それではお仕事の関係では、その3日間というのは、要するに選ばれても選ばれなくても休まなきゃいけないという状態ではなくて、一応選ばれたら休むし、選ばれなかったら仕事に行けるというような状況ではあったわけですね。

**裁判員等経験者6：**そうですね。その仕事もちょっと不規則な仕事なんで、その日にあったりとかなかったりとかいう仕事なので、何かここで選ばれなかったら仕事に行きますし、仕事がなければこっちに来させてもらって良かったな

と逆にそういった形の仕事をしていますので、良かったかなと思っています。

**司会者**：今回、割と裁判日程が一月かかったとかそういう事件が余りなかったのと、実際に参加された方は何とか都合をつけていただけの方が多かったのもので、皆様前向きな方で、本当に心強く思います。どうもありがとうございます。

それでは、次に審理の内容のほうに入っていきたいと思います。

古い事件で、一年以上前の方もいらっしゃるんで、ちょっとあんまり覚えていないところもあるかもしれませんが、覚えている範囲で結構です。

実際、私たちにとって、この裁判員裁判で一番意を用いているのは、やはり参加される方にちゃんと主張や立証の内容が伝わるかどうかというところだと思います。この制度は、わからない人が悪いんじゃないくて、わからせることができない法律家のほうが悪いんだという制度になっています。きちっと、裁判員、補充裁判員の方に理解できるような審理をしなきゃいけないということが大前提なので、もし皆さんがこういうところがわかりにくかったというところがあったら本当に率直に言っていただきたいと思います。それはもう決して皆さんの責任じゃなくて、わからせることができなかった私たちの責任だということになります。

そうした観点から見たときに、審理自体では、最初に冒頭陳述というのがあり、書面の朗読があり、で、証人から話を聞いたりすることがあり、で、最後に論告弁論というのがあるというのが、まず基本的に審理の内容だったと思います。

そうした中で、検察官、弁護人がそれぞれ主張、立証を行ったと思いますが、まず全般的に見てその点のわかりやすさ、特に検察官がどうだった、弁護人がどうだったというので、印象に残っているところはありますか。

**裁判員等経験者 1**：初めての経験でしたので、最初に説明を受けたものの、なかなか腑には落ちていなかったんですけども、とはいえ、そんなに遅れることもなく、まあまあ実際のこの裁判の進捗に応じて理解できていたんで、ついていけないということはありませんね。



説明も丁寧にしていただけたと思います。

**司会者：**先ほど他の方の感想の中で、日ごろの生活からはなかなか意見を言いにくい事件というのはありましたが、1番さんの事件は、介護していた人の殺人事件ということで、本当に日常の感覚とかが問われる事件であったと思いますが、そういう点からやはり弁護人の主張も検察官の主張もずっと入ってくるような事件でしたでしょうか。

**裁判員等経験者 1：**そうですね、はい。身近な問題だなというふうには感じておりました。

**司会者：**逆にそういうことがあるんで、本当にいろんなことが気になったと思うんですが、もうちょっとこういう証拠があったほうがわかりやすかったとか、こういうことは出てきたら良かったかなとか、何かそういうところは、ありましたか。

**裁判員等経験者 1：**いや、そういうことはなかったですね。

**司会者：**実際、確か二人ぐらい証人が来られたんですかね。介護福祉士の方と被告人の弟さんでしょうか。証人はその二人が出てくれば大体事件の流れというのが頭に入るような流れだったんでしょうか。

**裁判員等経験者 1：**ううん、もう二人ぐらい出てこられても良かったんじゃないかなという気はしましたけど、はい。

**司会者：**一方で、2番の方が、恐らくは参加された方の中で一番複雑な事件だったのかなという気がします。二人の被告人で共謀を争っている部分があって、かつ証人も結構何人も出てきてという事件だったと思います。

検察官、弁護人のそれぞれの主張や立証のわかりやすさという点でいかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者 2：**まず、やはりそもそも殺人というものに自分が関わることも今までないですし、実際裁判という場に来たのは見学も含めてなくて、ドラマで見たぐらいしかちょっとイメージがなかったものですから、最初はちょっとその何かいろいろなことはやっているなというのとはありながら、それぞれがど

ういう意味づけを持ったことなんだろうというのを理解しながらそれを全部聞けていたわけではないんですけれども、事件のあらましですとか、それぞれの経緯というのは、同じ事象を何かその立場を変えてとか、人が替わり何かいろんな角度から話していただいていたので、そこに関しての理解というのは、最後、評議のときにはできていたのかなというふうには思っています。

また、どちらかという、検察官とか弁護士の方から、提出される資料も基本的には何かお役所であるような字づらがいっぱい並んだ文章なのかなと思ってたんですけれども、割とパワーポイントで表とかビジュアルライズして見せてくれていたので、こんなにわかりやすい資料使ってるんだというのが逆に意外でした。よくわかったと思います。

**司会者：**確かこの事件は、LINEでしたかメールでしたか、やりとりとかも問題になっていましたが、それはそのものというよりもちょっと抜粋したやりとりを出してきたりとか、本当にピンポイントで証拠をいろいろ出してきた一方で、確か事件の場所が本当にあちこちに移動しながらいろんなことが事前の経緯もあってということがありました。

で、評議のときにはわかったという話ですが、これもうちちょっとこうすれば最初のほうから頭に入りやすかったなとか、そういうのは何かありますか。

**裁判員等経験者 2：**どうなんですかね。他のやつはよくわからないんですけど、結局最後まで被害者の顔がわからなかったんですね。写真含めて。結構、私だけじゃなくて、他の同じように参加された方も、何か基本的には理屈としてわかるんだけど、何となく頭にイメージがわからないという話はしていましたね。

**司会者：**被害者の方の特性とかもいろいろ問題になった事件なんで、少し何かどんな人かなというのが浮かびにくかったでしょうか。

それ以外では、例えば最初の冒頭陳述というのがあったと思いますけど、あの段階ではまだ少しわかりにくいところだったですか。

**裁判員等経験者 2：**そうですね、ちょっと情報が断片的で、頭の中でこういう事象だったんだというのがなかなか一本筋が通らないというか、いわゆる証拠の

単位で、この証拠がこういうタイミングで出されたものです、この証拠はこういうタイミングで出されたものという、多分、全体の事件としては時系列で一本通っているんでしょうけど、証拠の単位で切られると、なかなか最初わかりにくかったなというのがあります。

**司会者：**一定の経緯のある事件ではちょっとそういうことが起こるのかなというところもあります。貴重な御意見ありがとうございました。

3番の方につきましては、殺人事件ということで、現場にいた被害者の奥さんや、動機に関連して現場にも行った交際相手とかの証人尋問もあったと思います。事件自体は割とシンプルというか、そういう事件でしたが、実際、わかりやすさの点とかいう観点から、いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者3：**実は私、法学部出身でして、でも今はその法曹関係と一切関係ない仕事をしていますので、多少法律用語がわかりまして、“昔とったきねづか”で、これは未必の故意かなとか、いろいろ思っていたりしたんですが、むしろ裁判官の方々にしても、弁護士、検察の方もそういった法律用語をできるだけ使わない努力をされているのかなというのを私は感じました。すごく気をつけて、あそこはこういうワードなんじゃないのかなと思ったりしても、すごくわかりやすく言ってくださっているなという感想でした。

あとは、その検察の方も弁護人の方も出してくださる資料がやはりカラフルであったりとか、わかりやすく作ってくださっているなという印象でした。

**司会者：**一方で証人尋問をやっていて、それぞれがいろんな尋問をされたと思うんですけども、実際、尋問の意味でわかりにくかったなとか、何でこんなこと聞くんだろうとか、何かそういうところはあんまりなかったでしょうか。

**裁判員等経験者3：**多少弁護人の方の質問が、それはかえって被告人の方に不利になるのではというのを感じたりもしたんですが、私、実は補充のほうだったので、直接関わることはなかったんですけども、私だったらこう聞くかなとかいうことはありました。

**司会者：**それでは、次に4番の方、先ほども話していましたが、発砲事件という

ことで、日常生活からすごくなじみの薄い事件だったんですが、わかりやすさという観点からは、審理の内容、いかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者 4**：拳銃については全く素人で全然わからなかったんですけど、細かく順序だててスライドとか、事実を精査するというか、そういう論理的な感じがして、それで裁判官の方々がやっぱりさすがに優秀で、私がいなくても後で説明をされて聞いているとすっとわかるんです。なので、そういうふうな感じで安心して参加できました。

**司会者**：ちょっと痛し痒しのところなんですけど、後で説明を聞いてわかったということは、法廷で聞いているとちょっとわかりにくかったところがあったのかもしれませんが、法廷ではどういうところがわかりにくかったでしょうか。

**裁判員等経験者 4**：やっぱり細かいその拳銃の種類とか、そういうことですね。

**司会者**：今回この事件では、何カ所かで拳銃が出てきて、それも複数出てきたりしていましたが、最初のところで、ああこれだけの拳銃がここで出てきて、これだけの拳銃がここでという時系列や場所の関係というのは、なかなかさっと頭に入りにくかったでしょうか。

**裁判員等経験者 4**：そうですね。でもスライドでずっと示してあったんで、何をしはったかというのはすぐわかります。

**司会者**：わかりました。それからこれは、事柄の性質上、やむを得なかったかと思いますが、特に証人とか出てこないで本当に法廷で話をしたのは被告人だけという事件だったと思いますけど、例えばここら辺はこういう証人が出てきたほうがわかりやすかったかなとか、そういうのは何かございましたか。

**裁判員等経験者 4**：そうですね、見てみたかったですけど、まあそれは。

**司会者**：特にこの事件ではこういう立場の人が来てくれたら良かったとか、そういうのは特になかったですか。

**裁判員等経験者 4**：そうですね。親分とか子分とか言ってはったんで、その親とか見たいなと思いました。

**司会者**：量刑を含めて考えると、多分何かもっと周辺の人のことを知りたかった

かなというのあったかもしれないですね。

それでは、次に5番の方になりますが、これは本当に精神科医まで来てやっている事件ということで、ある意味非常にわかりにくい面があった事件だと思いますが、この点いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者5**：私も補充の裁判員として参加したんですけれども、普通の殺人って言い方がちょっと違うかもしれないけれども、殺人事件でも被告人がちょっと知的障害を持った方で、私たちが普通の殺人と言われて思うような見方というか、それだけではいろんなことをはかれないというか、気持ちもやっぱりそこには心情的なものも出てきたりとか、知的障害をどれぐらいまで見てその罪の重さというか、最終的に決めるときにどこまでそこを考慮してあげるのかとか、そういうのがすごくもう毎日考えながら行ったり来たりというのがありました。

で、やっぱり自分がちょっと客観的になって、入り込んでしまうといけないから、客観的になってみようと思っても、そのいろんな精神科の先生のお話とか、あとそういう今までの事例とか、そういう話とか聞く中で、でもこの方はどうなのかなと。該当するといったら変ですけれども、そういう何か基準というか、そこがどの辺までを自分たちの中で、話し合いの中で決めて、最終的に評議していくというか、そこが一番難しかったです。

**司会者**：この点、ちょっともう少しお伺いしたいんですけれども、こういう事件の難しさというのはまずその精神疾患の内容の理解の難しさとともに、その前提となる事実もいろんな時系列があって、ここでこういう妄想があって、それからこういうことを考えて、こういうことが起こってこうなったというのが、結構重要になると思いますが、そういう事実経過というのはずっと割と頭に入ってきたのか、それとも何か非常にわかりにくいなという感じがしたのか、その点いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者5**：そうですね、その資料とかを見ながら、ああこういう形でこういうふうな気持ちでこういう形で、最後動機で至ったのかなと思えば、一方

ではちょっと妄想的障害というのをお持ちの方だったので、それがその現実で起きているものか、その人の頭の中でというか、何ていうんですかね、被告人の日常の生活の中でどこまでが妄想の中でやったことなのか、それとも実際はやったことはもうやってしまったという事実としてそこはちゃんときちんと判断しなきゃいけないのかという、その辺の話というか、よく精神科の先生の話でわかったつもりでも、やっぱり資料とか見たりとか、本人の話を聞くとあらっというのがあったりとか、どうなんだろうというのは、もうその辺はちょっと迷いましたね。

**司会者：**その判断の難しさというのは、例えば精神科医の先生のおっしゃっている内容自体は、頭ではわかるみたいなどころはあるんだけど、例えばそれ自体がちょっとわかりにくいとなるとまた別の難しさですけど、あるいは、言っていることの意味はわかるんだけど、それがずっと腑に落ちないところがあるとか、そういう難しさなのか、その辺の難しさの種類って、何かどんな感じだったんですか。

**裁判員等経験者 5：**そうですね、だから医学的に言われることと、自分たちがそうだったらそう思うことが、何ていうんですか、その重さというかはかりにかけると言ったら変ですけども、どこまでその先生の言うことが正しいのか、自分たちの判断でこう評議でしていることとどれぐらい差が出てくるのかとか、そこがちょっと難しいですね。先生の言うことをもう全部聞いてしまっているのか、それで果たしていいものかどうかというところですね。

**司会者：**何か非常に難しい問題のような気がしまして、私たちは精神科の専門家が来て説明してくれるんだから、それでわかってもらえたのかなとそんな感じで捉えますけど、それが本当に腑に落ちるかどうかというのは非常に重要な話だと思うんですが、逆にそこをもうちょっと理解するために、こういう証拠があったら良かったとか、何かそういうのはありましたでしょうか。

**裁判員等経験者 5：**そうですね。多分、その事例というのは、いろんな形であるんでしょうけれども、本当に同じ事件とか同じ内容というものはないと思うん

ですが、少しそういうので今までこういうのもうちょっと似たような事例が幾つかあってというのがあれば、そういうのは判断材料にはなったのかなというのと思いました。

**司会者：**それでは、6番の方の事件で、先ほど話が出ましたようにちょっと日常生活と違う事件というところの難しさもあったと思います。それ以外の点も含めて、事実関係、あるいは判断の中で双方の主張や立証ってというのは、すっとわかるような事件だったのか、それともちょっとこら辺の立証がわかりにくかったなとかいうところがあったのか、その点、いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者6：**私の中で、事件的にはわかりやすい事件だったかなと思うんですけど、被告人の方が前科がたくさんある方で、今回の裁判させていただいたのが、最終的に殺人未遂だったんですけど、私はその被告人の方の生き立ちがすごく気になりまして、そこばかりが気になって、判決を下すのに、この人がどうすれば更生できるのかなというのを考えると、なかなか年数を決めるのにすごく悩んだ事件だったなと思うんです。

**司会者：**わかりました。判断の難しさがあった事件のようですね。

その一方で、この事件も被害者が証人としては特に出ないで、証人尋問はなかったようなんですけど、何かもうちょっとやっぱり証人として誰か来てほしかったなとか、そういうのはありましたでしょうか。

**裁判員等経験者6：**証人としてというのはなかったんですけど、気になったのは、私、被告人の方、お母様がいらっしゃったんですけど、そのお母様の気持ちがちよっと気になって。そこはちょっと出てこられるような感じでもなかったんですけど、お母様はこの被告人の方、お子様ってもう大分お年を召した方だったんですけど、どのように思われているのかなというのが、すごく気になった事件でした、私は。

**司会者：**最後、刑を決める上で、やっぱり誰か被告人の知っている人が出てきて、少し被告人のことを語ってもらったり、あるいはどういう人が周りにいるのかがちょっとわかったほうがやりやすかったでしょうか。

**裁判員等経験者 6**：そうでしたね。もうその暴力団絡みの方に引き取られて、この事件が起こったという事件だったので、もう少しその身内の方がいらっしやっただのであれば、そういう世界じゃないというのがそうなんだろうなというのがちょっと悲しい事件かなと思いましたね。

**司会者**：この点、わかりやすさという点でいくと、むしろ検察官、弁護人の方のほうもいろいろ関心あるかと思いますが、何か今の話を伺う中、あるいはそれ以外でも結構ですが、質問してみたいというか、ございますでしょうか。

**検察官**：何個かございまして、まず、証拠調べの中で、冒頭陳述でもその証拠の読み上げでもいいんですけど、例えば検察官の読み上げるスピードがすごく速くて聞きづらかったとか、何か思われたところがあったのかというのが一つと、証拠の中で幾つか写真というのがどうしても出てきたと思うんですけど、もうちょっとこんな写真があったら良かったかなとか、逆に何かこんな写真は要らなかったかなとか、その証拠の中身という意味で何か思うところがあったら教えていただければと思いました。

**司会者**：それでは2点、まず検察官、弁護人のほうの話もそうでしょうが、話し方とかそういうところで何か問題はなかったかなというところ、記録の読み上げ、ないし話し方。

もう1点は、写真とかがいろいろ選別されたものがあったと思いますが、もうちょっとこういった写真もあったほうがわかりやすかったとか、いや、これ出し過ぎだろうと思ったとかそういうのがなかったかどうかという点ですが、1番の方、いかがでしょうか。

**裁判員等経験者 1**：わかりにくさは全然なかったと思います。

証拠に関しては、写真が何点かありましたけれども、思っていた以上に生々しいものはなくて、もうちょっと知りたいなと思ったのは、これはお母さんを介護されていて、結局お母さんがもう助からないと判断して、自分で楽にさせてあげたいというような犯行だったんですけども、もうちょっとその部屋がどういう、当然平面図がついていたりいろいろはするんですけども、その生



活感がわかるような写真がもう少しあれば、何となく理解が深まったんじゃないかなという気はしました。

**司会者：**わかりました。先ほど、被害者の顔が見えなかったなという意見もあつたりしたんですが、それと同じように日常生活が問題になっている事件なんで、何かその生活感がわかるようなものがあるとやりやすかったということでしょうか。ありがとうございます。

**検察官：**ちょっと追加でいいですか。

逆に、差し支えない範囲でいいんですけど、部屋の写真というのは、全くない感じでしたか。

**裁判員等経験者 1：**いや、全くないことはなかったですけども、何面かはありましたけれども、もう少しわかるものがあつたほうが良かった、知りたかつたなと思っただけですけども。

**検察官：**わかりました。ありがとうございます。

**司会者：**それでは、2番の方ですけど、ちょっと被害者の顔の写真があつたほうが良かったなというのがありましたが、それ以外のところと、あと検察官、弁護人の話し方、読み上げ方の点ですが、いかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者 2：**結論から言うと、特にありませんでしたというところで、どちらかというとなんか、何ですかね、審理がスタートした最初のほうの話になるので、ああこんなもんなんだとか、こういうしゃべり方するんだみたいな形で受け取ったのが何か、そっちのほうの感情が強くて、特にそれについてわかりやすい、わかりにくいにはなかったです。

あと、さっきも言いましたけど、証拠が結構たくさん出てきて、それが最初の証拠調べのときに聞いているタイミングでは、もうスライドがパッパッパ切りかわるような形で、例えばそれが手元に情報としてあつて、これとこれがこうなんだねという話で、何か関連づけられたりとか、整理できれば良かったんですけど、どちらかというときにはパッと出た画面の情報が立て続けに続くみたいな話で、その中ではそれを聞いているタイミングでは、あれがあ

ったら良かったとか、こういうのが要るよねとかっていう話は特にそれは思わなかったですね。

それ以降の話は、さっき伝えたとおりです。

**裁判員等経験者 3**：先ほど法律用語をできるだけ使わずに説明してくださっているなという配慮は感じたんですが、1点だけわかりにくかったのが、今回、ナイフを使った殺人未遂事件ということで、どこに傷ができたのかという傷の部位が“右腋窩部”“刺創”とか、よくわからない単語が突然出てきて、それ、その検察の方も弁護人の方も割と当たり前かのように発言されていたので、そこがちょっとわかりにくかったかなという、だからスライドを見せていただいて、例えば“傷A”“傷B”みたいな形にさせていただいて、Aの部分を刺した、Bの部分を刺したと、向こうもビジュアルとともに示してくださったほうがわかりやすかったかなと思いました。

**司会者**：例えば、証拠として、どこかの場面で人体図があって、人体図の中でことここに傷があるとか、そういう証拠自体はあったんでしょうか。

**裁判員等経験者 3**：はい、それはありました。なので、それを示しながらやっていただけるとありがたかったかなと思います。

**司会者**：あと、検察官と弁護人のほうの発言の仕方、記録の読み方、それについてのちょっと速過ぎたとか、わかりにくかったとか、そういう点は特になかったでしょうか。

**裁判員等経験者 3**：全般的に、検察の方も弁護人の方もちょっと声が小さかったような気がしました。そのマイクが余り拾えてなかったのかなという印象はありました。

**司会者**：声が小さいというのはいろいろなところでも出る話で、それと、早口だというのが大体2大問題点で出ているんですが、そういう点は本当にお気づきの点があったらいろいろおっしゃってください。

4番の方、いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者 4**：大丈夫です。よくわかりました。

拳銃別に表になって、実弾がどうのこうのと書いてあって、よくわかりました。

**司会者：**検察官や弁護人の話し方で聞きにくかったとか、そういうところはなかったでしょうか。

**裁判員等経験者 4：**特にはないです。

**裁判員等経験者 5：**私の場合、凶器とかも果物ナイフとか出てきたんですが、それもスライドで出てきたのも、ちょっと血痕がついていたりというのもあったんですが、そこは御配慮いただいてちゃんと白黒とかそういうスライドなんかもうそういうふうな形で提示してくださったり、あと犯行に至るまでスライドも幾つかあったんですが、刃物を持ってから相手を殺すまでの、殺意の経過というのも、きちっとわかりやすいように一つ一つ写真で出ていましたので、そういう事件の流れというのは素人でもよく読めました。

あとは、先ほど3番の方と同じように、私の場合もやっぱり殺人事件で複数カ所刺すというのがあったので、それをこうちょっとした人体の図であらわしていたんですが、刺された場所によって、傷の深さというのが何センチとかと言うけど、ちょっと何センチと言われたらその目の前でどれぐらいの傷なのかなというのは一瞬わかりにくいというか、包丁のこの辺とか言われても、10センチとか言われてもどうなのかなという、何ていうんですか、目盛りぐあいというか、そういうのがちょっとただの図だけではわかりにくいというのがありました。

**司会者：**その点は、例えば、さっき言ったスライドの中のここら辺と言うほうがわかりやすいか、むしろ体の何センチというのは、体のどこら辺の部分まで刺さったんですよみたいな証拠のほうがわかりやすいのか、その点いかがでしょうか。

**裁判員等経験者 5：**大体はわかるんですけど、図とか見ても、それが果たしてどれぐらいの殺意になるかという話になったときに、どうなのかなというのはいちよっと感じたんですけれども。

**裁判員等経験者 6**：私は特にわかりにくいということもありませんでした。ただ、弁護人の方の説明が、割と淡々とされていて、弁護しているという感じを余り感じないなと何となく思ったんですよ。あと、最後に聞いたら、国選弁護人と言われていたんですかね。よくわからないんですが、そういう関係なのかなみたいな、国が与えた弁護人だからそんなに力を入れて弁護をされていなかったのかなという、素人の考えで、そういうふうに感じました。

**司会者**：恐らくそこは、いろいろあったのかなという、確かにそれだけじゃなくて、これも裁判員、補充裁判員の方に聞くんですが、やっぱり少し熱意というのが感じるような弁護をやってほしいなというところで何かあるんですかね。

**裁判員等経験者 6**：そうですね。弁護士さんって、被告人を弁護するための熱意って感じるものなのかなと思っていて、意外とそうでもないんだというの、事件的にそういう前科のある方でしたし、そういうのもあるのかもしれないんですけど、一応その弁護してあげてほしいなと思うこともあったんで、それに対しては、余り熱を持って弁護をされてなかったように私は感じたんで、ちょっと、ああそういうことかというのを感じました。

**司会者**：恐らく、それっていうのは性格の問題とか、いろんな問題もあったかもしれないですね。

特に弁護人の立場から何か質問とか、あるいは今の話でも結構ですが、何かあれば。

**弁護士**：ちょっと誤解のないように御説明だけさせていただくと、国選弁護人だからといって手を抜くということはありません。なぜかという、それをしてしまうともう弁護士としての資格を失うぐらいのペナルティーを科されるからです。私自身も国選弁護も私選弁護もいずれもします。ただ、裁判員裁判の場合は、弁護士費用の関係で、ほとんど多くが国選弁護人ではないかと思えます。なので、6番さんの事件で弁護人がどういう弁護活動したかと私には推しはかり兼ねるところなんですけれども、国選だからとかそういった理由で手を抜くということはありませんということだけ本日はおわかりいただけたらな

と思います。

私からの質問でさせていただくと、事件によっては異なりますけれども、今回お集まりいただいた方の事件の中には、証人尋問とか被告人質問で1時間以上の時間をかけている事件もあったかと思うんですけれども、そういった1時間以上の証人尋問って、皆さん全部聞いてわかることができたのかということと、仮にもう時間が長過ぎて、途中からしんどくなったということであれば、大体どれぐらいの時間からしんどくなったのかということをお伺いできればと思います。

**司会者**：証人尋問の長さの点、1番の方、いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者1**：私は比較的体力もあるんで、別に長さに関しては、ストレスは感じませんでした。

**司会者**：実際、審理計画を見ると、尋問自体、割とコンパクトにいろいろ進んでいたような感じもあったでしょうか。

逆に2番の方がちょっと相当長い被告人質問、証人尋問だったと思いますが、いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者2**：一日半ですかね、お二人の方で。確かそれぐらいの時間だったと思います。

長さについてなんですけれども、集中力が切れないように何回か休憩は挟んでいただいたので、そのときはそのときで一応はちゃんと聞くことができたのかなと思います。

そうですね、今回、私の事件の場合は、被告人の方が二十歳そこそこの方が二人というところで、彼らが多分精神的につらいんだろうなと、ちょっと見ているつらさはあったんですけれども、いわゆる通常の被告人質問としての時間の長さとか、質問内容だとか、そのあたりに関してはそんなに違和感はなかったかなと思います。

**司会者**：私がこの審理計画と審理を見ていると、相当大変だったろうなと思う内容であったんですが、本当に前向きな発言、ありがとうございます。

3番の方、いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者3**：そんなに詳しくは覚えていないんですけども、私、補充だったのもあって、とにかく事実をいっぱいメモっておこうと思って、ずっとメモをしていて割と集中していたので、そんなに疲れなかったかなという気はするんですが、一回だけちょっと眠たくなったタイミングがあったような覚えがあります。

**司会者**：それは尋問が長かったからなのか、それとも聞いている内容自体がちょっとあんまり頭に入ってこない内容だったからなのか、その点、いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者3**：どちらかというとも内容が重複していたり、あるいは何を言いたいのかなというところでのことですね。

**司会者**：他の方、いかがでしょうか。

**裁判員等経験者4**：長くはなかったと思います。確かに弁護人の方、余り、ちょっとだるそうにされていました。

**裁判員等経験者5**：そうですね。私も同じで、特別に長いとか、ああしんどいとかそこまではなく、休憩もちょこちょこ挟みながらでしたので、その辺は気分転換というか、気持ちも切りかえながらまた次の法廷で話聞いたりとか、そういうことはできたので、そんなに苦にはなりませんでした。

**裁判員等経験者6**：私もそんなに長く感じることはありませんでした。メモをとりながら聞いていたりとか、私自身、好奇心でいろいろどうなるんだろう、どうなるんだろうと思いながら聞いていたので、比較的短く感じたぐらいの時間でした。

**司会者**：それでは、さっきから少しずつ話に出ていますが、ちょっと最近いろいろと問題になっているところで、遺体や傷口の写真というのをどういうふうに扱えばいいんだろうというのは、法曹三者の間でも悩みながら今、取り組んでいるところです。

それぞれについて、実際、皆さんが参加された裁判、あるいはこれでもし写

真が出たら良かったのかどうかという点を踏まえて等の意見をお伺いしたいと思います。

1 番の方は、先ほどお話ししていた、そんなに生々しい証拠は出なかったということではあるんですが、例えば殺人未遂と殺人と聞いて、やっぱりそういうの見なきゃいけないかったんだらうか、あるいはあったほうが良かったんだらうかとか、あるいは出てきたらどうだったんだらうか、その辺の何かそういう写真についての感想ってございますか。

**裁判員等経験者 1**：これ当然、受け取り側の人それぞれによって違うとは思いますが、私は覚悟はしていましたが、それを見ることによって、より正しい判断ができるのか、状況が把握できるのであれば、見るのもいたし方がないのではないかな。裁判官の一人、裁判員といえば裁判官のようなものですから、それはそうなんじゃないかなという気はしますけどね。

**司会者**：今回の事件に関しては、もう見なくてもそこは何とか判断としては大丈夫でしたか。

**裁判員等経験者 1**：証拠としてちらちらとはありましたけれども、そんなに何か目を覆うようなものは当然なくて、先ほどもっと見たかったと話していた部屋の状況写真があったぐらいでしたね。

**司会者**：2 番の方の事件については、事件については凄惨な事件でしたけど、そこはいろいろと写真とか恐らくなかったと思います。実際その点についてはいかがでしょう。もう少し写真がやっぱりあったほうがいい、なくて良かった、その辺とかは。

**裁判員等経験者 2**：私のときはなかったんですけど、何ですかね、裁判員が何するかといたら、多分、いろいろ評議をして量刑を決めるときの、自分の感覚としての意見を言うというところかと思うときに、例えばこのタイミングでこういう刺し傷がありましたよとかという事実がわかれば、多分そこは判断できるんじゃないかなと思っていて、それが別にカラー写真とか過度にどぎつい映像である必要はないのかなと思っていて、どちらかというとその遺族の側が本

当にありのままを見て、何かそれはちゃんと判決に反映させてほしいみたいな希望のほうが強いのかもしれないんですけど、私どもとしては、そういうのも気持ちはわかりつつも、多分本当にやらないといけない評議のときに、自分としての何か意見を固められるための情報があれば、もうそれがわかるものであれば十分なのかなというふうな形ではちょっと思っています。

**司会者：**3番の方、殺人未遂ということでしたが、実際その写真についての感想というのはいかがでしょうか。

**裁判員等経験者3：**私の場合、その被害者の方に複数カ所、3カ所か4カ所ぐらい刺し傷とあと切り傷というのがあって、その写真が白黒で提示していただけたんですけども、白黒だったのでそんなに気持ち悪いなとかいうことはなかったというのが事実で、先ほど殺人事件のことにに関して写真はなくてもいいんじゃないかなという御意見もあったんですけども、今回私が担当させていただいたのは、ちょっと殺意の有無というのが問題になっていたもので、そういった場合、その傷の深さを見たほうがいいのではないかなという点で、あって良かったのかなと思うんですが、ただやっぱりそういうところに抵抗のある方もいらっしゃると思うので、そういう証拠写真は例えばファイルにして回して行って、見たい方だけ見てくださいというような制度にしたらどうかなということもちょっと感じました。

**検察官：**ちなみにその事件で出ていた証拠というのは、白黒で傷の写真は一応出していたんですか。

**司会者：**白黒はナイフだけじゃなくて、傷口の写真もということでしょうか。

**裁判員等経験者3：**はい。

**司会者：**それから、4番の方は、担当された事件は直接そういうのは関係なかったということですが。

**裁判員等経験者4：**被害者の方はいなかったんで。

**司会者：**むしろ例えば参加される前の不安とかそういうのはあったかとか、そういう点はいかがでしょうか。



**裁判員等経験者 4**：耳に聞いただけで前科 6 犯で麻薬絡みで銃刀法違反といったらすごく怖い感じなんですけど、実際映像を見ると、何か違う、大分違って、滑稽というか何かひょうきんというかそういう感じでした。

**司会者**：裁判所に来られるまではどういう事件を担当されるかわからなかったと思うんですけど、そのときに例えば何か死体の写真見なきゃいけないんじゃないかとか、そういう点の不安とかあったでしょうか。

**裁判員等経験者 4**：少しありました。

**司会者**：5 番の方は殺人事件ということでしたが、その点、写真について何か御感想のようなものはありますか。

**裁判員等経験者 5**：そうですね。一番最初に殺人事件というのが言われたときには、きっとそれに使われた凶器であったり、そういう現場の写真とかそういうのは出てくるのかなというのは、私も覚悟はしていました。

実際にそれをスライドなり資料の中で盛り込まれているのは、見るというかそういう事態になったときに、それが果たしていいのかどうかというのは、私の関わった事件もやっぱり殺意があったかどうかというのが論点になっていたもので、やっぱり私たち素人で何もわからない一般人にしてみれば、そういう凶器が実際のものでなくても、ちょっとスライドであったりとか、ちょっと白黒の写真があったりとか、ちょっと現場の血痕が飛び散ったそういう写真も白黒で出たりとかスライドで出たりとかいうのもあったんですが、それを見てどうもないと言ったら変ですけども、精神的にそれが耐えられる人は、いろいろ協議をしていく中でそういう事実、そういうものが使われたというそういう凶器とかは、一つの判断材料にはなると思うので、やっぱり見ても私はいいのかなと思います。

ただ、精神的にそういうのを見て調子が悪くなるとか、ちょっとそういうのは私は無理という方も中には、おられると思うので、そういう方はやっぱりそういうのでまた体調を崩されたりだとか、そういうのもあるとどうなのかなというのは感じましたので、やっぱりその辺はそれぞれの裁判員の何か意見とい

うか、それを見ても大丈夫とか、その辺はちょっと私は、私たちのグループの中にはそういうのが精神的に難しいという方はおられなかったんですが、もし裁判員の中でそういう方がおられるのであれば、そういう選択肢はあってもいいのかなというのを感じました。

**司会者：**6番の方も殺人未遂ということですが、そういう写真についての御感想いかがでしょう。

**裁判員等経験者6：**私の場合も、現場の写真を白黒では見させていただいたんですけど、被害者の方の刺し傷とか切り傷が結構ある事件ではあったんですけども、そちらの写真、被害者の方の傷の深さの写真だとか、そういうのはなかったの、それが文面だけであったりとか説明だけであったので、想像というか自分の中で考えて結論を出すという形だったので、それはその殺意というところの論点で言うのであれば、やっぱり見ても良かったかなとは思いましたね。

ただ、先ほどもおっしゃったように、精神的に苦痛になられる方もいらっしゃると思いますので、それは事前にそういう方にはお話を聞いて、その方には白黒にするとか、モザイクをかけるだとかの配慮が要るかとは思いますが、ある程度の写真というのは、やはり裁判員としては、見ても私は大丈夫だったかなとは思いました。

**司会者：**実際の事件の中では、一応、凶器とか傷口の写真はあったんですか。

**裁判員等経験者6：**はい。凶器の写真と現場の写真は白黒でありました。で、被害者の方の顔の傷が結構割と重症という形で、生涯残るだろうという傷という話があったんですけど、それがちょっとどれぐらいの、想像ができなかったの、もしよろしければ見たほうがわかりやすかったのかなとは思いました。

**司会者：**それでは、最後に評議についてのいろいろ御感想を伺いたいと思います。守秘義務の関係があるんで、評議の中身でどんな議論をしたかというのは、お聞きするわけにはいかないんですが、評議のわかりやすさという点とか、進行についての問題点があれば、もうそれは率直におっしゃっていただけ

たらと思います。

特に伺いたいのは、例えば量刑が皆さん問題になっていますけれど、いろんな説明があったかと思います。量刑というのは、やったことを中心に考えるんですよ。行為責任という言葉が出たかどうか、またあるいは、検察官に立証責任があるんですよという言い方もあったかと思います。そういう点の説明等のわかりやすさとかも含めて、評議の中のわかりやすさという点、いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者 1**：はい、それに関してはすごく適切でわかりやすく、不満は全くなく、進行に参加できたなという感想です。

**司会者**：評議の進め方自体はいかがだったでしょうか。もうちょっとこういうふうにしたら議論がしやすかったとか何かそういう御感想とかありましたか。

**裁判員等経験者 1**：程よくリードはしてくださっていたし、程よく意見も聴取してくださっていたので、私はすごく適切だったと思います。

**司会者**：2番の方は、まず一つ、本件、共謀ということが問題になったんですが、その共謀ということのわかりやすさはどうだったかという点と、今1番の方にお伺いしたようなその他の説明の仕方、いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者 2**：私も共謀共同正犯ですかね、ちょっと初めて聞く言葉で、どういうことなんだろうとか、それとそうじゃなかった場合って何が違うんだろうとか、当然予備知識全くなかったんですけども、それに関しては事前に十分に御説明をいただいたので、特に専門的な用語がわからなくてなかなか思ったことを言えなかったとか、わからないまま進んだとか、そういうのはなかったと思います。

あと、評議の進め方なんですけど、先ほど言いましたが、他はわからないですけど、割と6人の意見を収束するまでに結構時間がかかったんですけども、それぞれが自分の意見を言えましたかという話でいうと、それぞれ言えたと思います。裁判員としては特に進行については不満はなかったかなと思います。

**司会者**：その中で例えば、共犯者も2人いる中で、量刑というのはこうやって決

めるんですよっていう説明もあったりしたんですが、そこら辺はちゃんと腑に落ちたのか、それともわかりにくいとか、感覚違うなという思いもあつたのか、その辺はいかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者 2**：量刑のデータベースがあつたんですけども、端末が一つしかなかったんで、一つの画面をみんなで見ながらという話だったんですけども、例えば全体で映しながらさっきのやつどうだったかって手元で小さな端末みたいなのがあって、それを照らし合わせながらこういうことねみたいな話がわかれば、もうちょっと良かったかなと思いますけど、環境的な問題なので余りそこは無理も言えないかなと思います。

**司会者**：その他、審理のほうでもお聞きしましたけども、複数の被告人で、かついろいろな場所があつて、いろいろな時系列があつてということで、最初のほうの感想なんかで評議でわかつたという話もあつたんですが、やはりそれは評議の場面でももうちょっと最初の段階で、例えば評議の前に説明しといてほしかつたとか、何かそういうことはありましたでしょうか。

**裁判員等経験者 2**：言い方が正しくなかつたかもしれないです。評議の場で初めてわかつたというわけではなくて、たしか同様の意見が出て、何日目かの時点でメモを作つていただいて、配つていただいたと思うんです。それがあつたからわかつたので、決められた審理中でも多分当日の朝とか、夕方とかの感想を言う場とかで、そういう意見が出ると別紙とかが差し込まれたりとかして、そのあたりは非常に御配慮いただいたかなと思っています。

**司会者**：それでは、3番の方、殺意が問題になつたりとかして、法学部出身ということで、未必の殺意という概念自体ももう御存じだったようですが、そこら辺の説明の仕方とか、そういう立場からお伺いして、ここら辺が工夫したなどか、ここわかりにくいんじゃないかなとかいうのがあつたのか、あるいは量刑のほうの問題としては、この点どうだったのか、その説明の仕方とかわかりやすさというのはいかがでしょう。

**裁判員等経験者 3**：本当に私が感じたのは、ものすごく気を遣つて法律用語を避

けて避けておっしゃってるなというの、本当に実感でありまして、あともう一つすごく実感したのが、裁判員の意見は裁判官と同じだなということはもうずっと言われてて、その中に入っても確認されるんですけど、それも本当にすごく配慮していただいているんだなというのを思って、割と裁判官の方が議論をリードされるかなと思ったら、丸投げというか、言い方あれですけど、さあどうでしょうという、まず意見を待ってくださるのが本当に尊重されてるんだなというのは感じました。

**司会者：**その点はどうでしょう、逆にもうちょっとここはリードというか、説明してほしかったという部分があったりするのかな、それはむしろそっちで良かったなと思われるのかな、感想としてはいかがでしたか。

**裁判員等経験者 3：**私はある程度法律の用語がわかっているので、もうちょっとすっと言っていたいただいてもとは思ってたんですけども、やっぱり全くわからない方々からすると、その説明で良かったんじゃないかなということで、全般的には良かったと思っております。

**司会者：**4番の方はいかがでしょうか。ちょっと特殊な拳銃の事件ということで、刑の決め方も非常に難しかったと思いますが、その辺いろいろな裁判官の説明、良かったな、悪かったな、いろいろあったかと思えます。

**裁判員等経験者 4：**というか、本当に刑の重さって実感としてわからなかったんで、検察官の人と弁護人の方の間をとって、前のときよりも何年かプラスしてみたいなふうに自分で思っていました。

**司会者：**例えば決め方自体の話というのは、刑ってこうやって決めるんですよっていう話の説明とかもあったと思います。あと、さっきから話に出てる量刑のグラフとか、過去の量刑というのは大体こんな傾向になってますよという説明あったかと思いますが、その点のわかりやすさというのはいかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者 4：**理解できました。

**司会者：**それでは、5番の方の事件も殺人ということで、ただ、責任能力ってい

うちちょっと特殊な概念が出てきたりしたと思います。心神喪失とか心神耗弱とか、あとこの事件も一応殺意が争われているということで、そうした点も含めての説明の仕方、わかりやすさ等どうだったでしょうか。

**裁判員等経験者 5**：一番しんどかったというか、量刑ですかね、やっぱり最後の評議の段階でも、事件の内容とかそういうのはだんだん理解して、最後に量刑という刑を科す数字ですよ、最終的にそこを懲役何年っていう検察側から提示されている年数と、裁判官、それから裁判員の方たちと評議してするいろいろな今までの事例を踏まえて出した数字というか、最終的な数字が、私たちの担当した裁判は被告人がそういう心神耗弱なところがあったりとかそういうので、刑を少し軽くするとかそういうのも、1年の差は何なのか、大体どれぐらいまでしてあげることが妥当なのかというか、そこがすごく最終的に全員で悩んだところで、本当にこの何年っていう数字に決まりはないのかなというのすごく感じました。

でも、裁判長がそのときおっしゃられたのは、やったことに対しての評価というか、そこをきちんと一つの区切りをつけてあげるためにそういう数字を出すとおっしゃったことがすごく私は印象に残ってて、そういうのはやっぱり1年の違いであっても、数字というものは出さなきゃいけないのかなという、そのつらさは本当に痛感しました。

**司会者**：身につまされるというか、こちらは過去の例を見ながら大まかな傾向を参考にしつつ決めるんですよって、じゃあこの1年、2年の差はどうやって決めたらいいんですかって聞かれると、そこはみんなで話し合っただけで決めることなんですと、多分こういう説明をして、いろいろ議論しているところかと思いません。

逆に、もうちょっと刑の決め方でこういうところまで説明してほしかったというところがあるのか、それとも説明の範囲としてはそこまでではない、悩んだけどそこは仕方ないなという感じなのか、その辺いかがでしょうか。

**裁判員等経験者 5**：やっぱり私は、最終的に何年というのを決めるのを大変だなと思ったので、先ほども申しあげましたけども、似たような事例はあっても同じような事例は余りないのかもしれませんが、やっぱりその都度その都度の裁判の内容で、そこで評議した内容で、皆さんと話し合った結果で出していくのが一番いいというか、そういう導き方が妥当なのかなというのを感じました。

**司会者**：それから、ちょっと最初の質問にもう一回戻りますけど、今回の責任能力という概念、心神喪失とか心神耗弱とかいうのは、それ自体ずっと頭に入っただのか、それともそれ自体が、先ほど精神科医の先生をどう信じていいかが難しかったという話もありますが、その前提として、心神喪失とか心神耗弱という考え方自体は、これはすぐに理解できたような気がするのか、それともそこもよくわかりにくかったなと思われるのか、その点いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者 5**：一般の方の心神耗弱とかというのと、障害を持った方の耗弱というんですかね、その辺はやっぱり難しいなというの一番感じました。でも、医師の話の聞いたりとかという中で、障害を持った方はそういうようなことを起こしてしまうんだとか、そういう考えをされるんだなというの、すごく勉強になりましたし、それを基準にというか、そういう観点でもっていろいろと評議には参加しました。

**司会者**：むしろ法律の概念のわかりにくさというよりも、生の事実として、その人の精神疾患がどういうもので、その精神疾患がどう影響したかって、その判断がやっぱり難しかったですか。

**裁判員等経験者 5**：そうですね。それは本当に一番私の中では、今でも難しかったなと痛感してます。

**司会者**：この事件は殺意も争われたとは思いますが、殺意という言葉自体は割とずっと、そんな問題にならなく理解できた事件なのか、それともこの事件の中でこれ殺意って呼ぶのかどうかとか、その問題自体が少し頭を悩ませたのか、その点はいかがだったでしょう。

**裁判員等経験者 5**：そうですね。殺意も被告人が正常な精神状況でやったのか、

耗弱の状態で障害的なものでやってしまったのかって、そこは本当に議論が一番出ましたね。

**司会者**：わかりました。法律概念というよりも、精神的な問題がある人がどういう気持ちだったかというのが判断が難しかったということですか。

**裁判員等経験者 5**：はい。

**司会者**：それでは、6番の方は事実関係自体は争いがなく、むしろ量刑中心ではありましたが、評議の中でその量刑の決め方の話とか、その点の説明のわかりやすさとか、いかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者 6**：説明もわかりやすかったですし、前科がたくさんある方だったので、前科に対して前例とかっていうグラフを見せていただいたりとか、それぞれの裁判員の意見もまんべんなく聞いてくださって、裁判長、裁判官の方もわかりやすく意見を述べていただいたので、その辺のすり合わせと言ったらおかしいんですけど、自分の中で決めるのでも決めやすかったかなというのは感じました。一方的に聞くだけなのかな、それをどう思いますかぐらいで、何年というのを決めるとは思ってなかったんで、意外とちゃんと意見を述べさせていただいて決められるんだなというのを感じたので、わかりやすくて良かったなと思います。

**司会者**：その決め方についてのルールというのは、割とずっと腑に落ちたのか、要するにやったことを中心に考えますよ、それは過去の例も見ながら考えますよという説明自体はずっと腑に落ちたか、最初はそうやって決めるのかなとか疑問もあったりしたのか、その点いかがですか。

**裁判員等経験者 6**：そうですね、決めるのに今裁判になっている事件だけを考えるのじゃなくて、前科も含めてだけど、含め過ぎてもだめだしというところをわかりやすく説明していただいたんで、そこを公平に公正に見ないといけないなと思いつつ、前科のことを思ったりとか、今後のことを思ったりとかっていうことで決めてしまったりというところも私自身あったんですけど、それも皆さん意見も聞いてくださって、最終的には決めていったという形になって、本



当に良かったなどは、決め方としてはすごく納得して決めていただけたなというふうに感じました。

**裁判官**：評議の中で裁判官の説明について、わかりやすさの観点から御意見いただきましたけれども、単純に分量として、例えば刑事裁判のルールに関する説明というのは、選任の際にも裁判長のほうからなされていて、かつ評議の冒頭でもなされるのが通常かなと思います。あるいは、量刑についての考え方については、うちの合議体ではということになりますけども、審理の途中で一度説明をして、量刑の評議に入る際にも説明をするということがあって、説明の分量として、その分量で足りなかったということになるのか、あるいはちょっとくどいなと、何度も話を聞かされて、裁判官の説明がちょっと長いんじゃないかというような感想を抱かれる場合もあるかなというところがあるんで、そのあたり分量としてはどういう感想をお持ちかなというところを伺いたいですけども。

**裁判員等経験者 1**：私の扱った事件はシンプルだったんで、割と理解も早いし、説明も少なかったと思いますけど、それで十分でした。

**裁判員等経験者 2**：特に違和感はなかったですけどね。結局、例えば当日の評議の中でいろいろな言葉が出るとか、いろいろな概念の説明を受けたとして、紙みたいなものを家に持って帰ったりすることは多分できないじゃないですか。なので、そのときそのとき聞いたことで、次の日にその話をもう一回しますって言われたときに、それってどういうことだったのって余り家でじっくり調べることとかできなくて、多分その日その日のタイミングで再度その御説明をいただくということで、そういうことだったのね、だったらこういうふうなことを思いますというふうな話になるので、特段違和感はなかったと思います。

**裁判員等経験者 3**：私は実際関わってみて、やっぱり関わり出すと目の前のことにいっぱいいっぱいになるので、その都度その都度、じゃあ次これを説明しますね、前も説明しましたけどって言いつつも説明してくださるほうがありがたいなと思いました。

**司会者**：実際、それでもうちちょっと説明したほうが良かったなという感じなのか、結構説明してもらったなという感じだったのか、いかがでしょうか。

**裁判員等経験者 3**：すごく適切だったと思いますし、他の裁判員の方も特にそれに関して何かおっしゃってたわけではないので、適切だったと思います。

**裁判員等経験者 4**：十分納得してできました。量としても適切でした。

**裁判員等経験者 5**：説明の分量としては、十分であったと思いますし、途中でまたわからなくなったら原点に戻るといふか、話し合いの論点のところに戻って、もう一回質問があれば質問を受けてくださったりとか、そういうふうにしながらか進めてくださったので、その点はすごく良かったと思います。

**裁判員等経験者 6**：特には、分量的には適度と言ったらおかしいんですけど、違和感なく、本当にスムーズに自分も受け入れられる量であったし、わかりやすかったと思います。

**弁護士**：裁判員裁判が始まるに当たって、冒頭陳述から論告まで検察官及び弁護人から各種配付資料があったかと思います。評議においてそれは参照されたのかいないのか、あるいは参照されたとしたらどの程度参照されたのかということをお教えいただければと思います。

**裁判員等経験者 1**：参考にしたと思います、ちゃんと。

**司会者**：比重としたらどの程度ですか。

**裁判員等経験者 1**：比重はちょっと言いにくいのですが、でも、当然それぞれの立場で言い分が違うわけですから、あくまでもそれを参考にしながら判断するのが我々の役目だと思うので、そこの立ち位置を見失わないように考えていったなという記憶はあります。

**裁判員等経験者 2**：まず、参考にはしました。ただ、証人尋問とか被告人質問とか結構長くて、そのときにずっととってたメモがあつて、資料を見る時間も、家へ持ち帰れないものですから、中にいる時間しか見られなくて、最後の評議の時間にかかなりの分量になってきてて、全部が全部詳細に頭に入ってるというふうな形で、それを考えて総合的にこうだみたいな形はなかなか難しかったの

かなと思っっているんですけど、事実確認とか、見解の違いとかっていうときにそれぞれの資料が紙で出てますんで、これはこういう主張、こういう主張というところの確認をするときには十分に参考にさせていただきました。

**裁判員等経験者 3**：私の場合は殺意の有無が問題になったので、検察の方が出してこられる資料と弁護人の方が出してこられる資料のどこが違うのかという比較をする上では、かなり見させていただきました。結論から言うと、検察の方は事実を淡々と述べてらっしゃる印象で、弁護人の資料というのは結構感情に訴えかけてくるような資料かなという感想を持ちました。

**裁判員等経験者 4**：もちろん十分参考にしました。同情すべき点はあるのかなというのが一番気になって、そこは余りなかったんですけども。

**司会者**：むしろ本当に大丈夫なのか、どこかないんだろうかと探すときに弁護士さんが出したのを見て、一生懸命探すのに非常に役に立ったという感じですか。

**裁判員等経験者 4**：はい。

**裁判員等経験者 5**：資料としては十分に私も参照させてもらって、一つの考える判断材料にはさせていただきました。検察側が言っていることと、また弁護人の方が言ってらっしゃることと、どこに比重を置くというか、最終的に殺人事件の殺意の有無とか、殺意に対して責任能力があったかどうかというときに、どういうふうに比重を置いて、どこまで資料というものを汲み取って考えていものかというのは悩みました。

**裁判員等経験者 6**：事件的には割とわかりやすい事件だったんで、両方、検察側と弁護人側の資料を参考にしながら、すり合わせて自分の意見を乗っけるという形で参考にできたかなとは思います。

**検察官**：私も実は弁護人と同じ質問をしようかなと思っっていたんですが、先ほどあったんで、もう一点だけ。評議の場で証拠ってどのぐらい見直しされるのかなというのは検察庁としてはすごく気になっていて、先ほど後から写真とかもう一回照らし合わせて見たかったというようなお話とかありましたけど、今後

別の裁判で統合捜査報告書とか作っていく中で、皆さんがどの程度証拠を見直すかというのは、部によって違うかもしれませんが、少し教えてもらえればなと思います。

**裁判員等経験者 1**：証拠の振り返りはあったほうがいいと思いますね。それと、証拠を見ると事件の重大さとか、そういうことは理解しやすいと思うんですよ。やっぱり文章で見るだけじゃなくて、精神的にはタフな話ですけども、そういうものを目にするという事は、裁判にとっては必要なんじゃないかなという気はしますけれども。

私の事件の場合は証拠の振り返りをする必要も余りなかったんですけども、一般論としては、評議のときも見ながらするべきだと思います。

**裁判員等経験者 2**：めちゃくちゃ見ました。物的証拠みたいなところというよりも、証拠の中にはそのときのLINEのやりとりとか、行間の中から被告人の方の心情がにじみ出るみたいなところとかもあって、そういうのもかなり振り返って見たりとか、この話はこのときに言ってるなとか、前後関係こうでこうだったよなとか、その辺ではかなり使ったと思います。

**検察官**：差し支えなければなんですけど、例えばそういう重要な証拠とかというのは、適宜証拠の写しを皆さんに配ったりとか、そういうものまであったんですか。それとも、現証拠をそのまま皆さんで適宜回して読むようなそういう感じだったんですか。

**裁判員等経験者 2**：さっきの話なんですけど、できれば手元にあって適宜見れるような形だったほうがよりわかりやすかったかと思うんですけども、基本的には全員共通で同じ画面を見て、誰かがこれをもう一回確認させてもらっていいですかっていう話をしたら、ぱっとそれを映して見るとか、そんなイメージでした。

**裁判員等経験者 3**：私もものすごく見ました。証人尋問の後とかで、証人が話した内容と矛盾がないだろうかとか。特に殺意の有無というのが問題になったので、被告人の一挙手一投足を確認する上では、ものすごく見させていただきま

した。

**裁判員等経験者 4**：事実を認識するという意味では、すごい大切だと思います。

**司会者**：評議の場で確認されたりしましたか。

**裁判員等経験者 4**：はい。

**裁判員等経験者 5**：確かにそういう写真とか資料があるとわかりやすいですし、被害者と殺人を犯した人間との距離感とかそういうのが実際に写真とかであると、こんな感じをつかみ合いになったんだとか、現場のそういう生々しさと言ったら変ですけど、距離感とか、どれぐらいの距離で刺したんだとか、わかりやすいのはわかりやすいですね。そういうのを何回か見ると、どれぐらいの殺意があったのかなって、これぐらいの至近距離だとか、そういうのはわかりやすいと思いました。

**司会者**：それは評議の場でもう一回見直したりはされたんでしょうか。

**裁判員等経験者 5**：そこまではなくて、普通に法廷の場に出されたりとか、検察官が出された資料で大体的には理解できる範囲のものであったと思います。

**裁判員等経験者 6**：この事件は包丁で刺したという事件だったんですけど、評議のときにもう一度見直して、殺意の強さがどうだったかというのは見たような気はするんですけど、そんなにたくさん見た記憶は余りないです。

**司会者**：最後に皆さんからこれから裁判員になる方へのメッセージ等、実際担当された経験を踏まえて、何かあればよろしくお願いします。

**裁判員等経験者 1**：やはり男女差の考え方の違いもあったり、経験の違いもあったり、職業が違ったり、年齢が違ったりという中で、多くの人が幅広い視野の中でその事件を判断するというこの制度が非常にいいものだなということを改めて実感できた気がします。

それから、私の裁判の場合は、量刑を決めることだけが評議の対象だったんですね。我々裁判員が重要視したのは、被告人がやっぱり刑期を終えて出てきたときにどう更生できるんだろう、どういう気持ちで今から刑期を務め上げ

るんだろうということがすごく気になってたんですけども、それは恐らく裁判官の皆さん3名の方よりも、我々6名のほうがそこに注目できてたんじゃないかな、プラスにはなったんじゃないかなという気はしました。そういう感想を持ちました。

**裁判員等経験者2**：たまたまですけど、私になるかもという話をいただいたときに、会社の周りに相談したときは、誰も経験がないから何も言えないみたいな感じだったんですけど、今経験して、もし同じような相談を受けたら絶対やれて言うような気はします。やっぱり簡単とか軽いことじゃないのは事実なんですけど、当然人の人生かかっているんで、そんな簡単に決めてしまうのもいかなものかなと思って、その期間は結構しんどいときもあるんですけど、絶対本人にとっても貴重な経験になるし、人に対する物の見方とか、ちょっと語弊を恐れずに言うと、犯罪をされた方というのを初めて生身で見て、かなりバイアスを持って、私も先入観を持って、そういう人って本当に鬼みたいな顔してるのかなという感想を持ってたんですけど、実は等身大の人で、最後に御両親が出てきたら泣き崩れるみたいなシーンを見たりとかして、いろいろな人生とか、その人のこととか、もしくはそれを照らし合わせて自分とか、本当にいろいろなことを考える機会にはなるのかなと思ってますので、もっと認知が広まればいいかなと思いますので、ぜひ案内を受けたらチャレンジしてみてくださいなと思います。

**裁判員等経験者3**：私も勧めますね。実際に自分が参加してみて、先ほども申し上げましたように、裁判員の意見というのが本当に裁判官と同じ重みを持っているということが実感できましたし、その中で自分個人としての責任感もものすごく高まりましたし、また先ほどもお話があったように、被告人を見て本当に普通の人なんだなというところも考えたときに、すごく多角的な見方ができるようになったかなというのは思いましたので、ぜひ話があった場合には受けたいなというふうに私は思います。

**裁判員等経験者4**：事件そのものが別世界の出来事だったんであれなんですけ

ど、でも司法の世界がすごくしっかりしていて、安心しました。ぜひ皆さん、経験できるならしてみたほうがいいと思います。個人的には、お昼もお弁当を裁判官の方たちとずっと一緒に食べて、法衣を着ておられないときの日常会話みたいなのができたのが本当にうれしかったです。

**裁判員等経験者 5**：私もやっぱり何かの御縁があって、こういうふうにも選ばれたと思いますし、またこれから裁判員経験される方もこうやって選ばれていかれると思うんですけども、最初は私に務まるのかなとか、やっぱり不安だなという気持ちが先立ってて、そういう気持ちで毎日来てたんですけども、でもやっぱり一つのことをみんなで向き合っているいろいろな議論したりとか、いろいろな男女差、世代とかを超えて、いろいろな経験をお持ちで、そういう方のお話を聞きながらしていく中で、自分自身も少し非日常を味わう中で、いろいろなことに対して前向きに考えたりとか、そういういい経験ができたとすごく思っています。

また、そういう経験をした後も、一概に殺人事件と言っても本当に奥が深いというか、身近なことで起こっていることもこういうふうには裁判で取り上げられたりするの、ニュースとかそういうのにすごく目がいくようになりました。また、周りの方、家族とか職場の人間とか、そういう中で人を大事にしたいなという気持ちはすごく強くなりました。ぜひいい経験だと思うので、迷わず皆さんも選ばれたときには務めていただきたいと思います。

**裁判員等経験者 6**：私は初め通知をいただいたときは、まさか自分が裁判員まで選ばれるとは思ってなかったので、全く法律のことも知らないし、どうなるんだろうというすごい不安で来たんですけど、不安の中、一裁判員だから話を聞いているだけかなと思っていた部分もあったんですけど、本当に意見もよく聞いていただいて、皆さんと話し合っただけで決められるということが、裁判員ってこういうことなんだなということがすごく身近に割とすぐ感じられたので、実は怖がってたけど、怖がる必要はない、皆さん本当に若い方も経験していただきたいし、子供も二十歳超えてるんですけど、そんなん来ても絶対無理や

わ、わからへんしとかって言ってたんですけど、若い方でも普通に意見を述べる、自分の意見を述べても何も間違ってるとかそういうこともおっしゃられないので、それで意見のすり合わせもできたりするので、男性、女性、年齢関係なく選ばれたら皆さんこういうところに参加するというのは、本当にいい経験になるんだなってひしひしと感じました。

**司会者：**どうもありがとうございました。

それでは、最後に今回報道機関の方も参加されてますが、事前に出していた質問に自主的に答えていただいた部分もありますが、ちょっと聞きたいなということ、あるいは質問等あればよろしくお願いします。

**記者：**記者クラブを代表して二つ質問させていただきたいと思います。

まず一つ目ですが、皆さん参加される際にいろいろ心理的負担、あるいはストレス等、参加を決めるまでの壁が高かったものと思われまます。先ほど3番の方が最初におっしゃったように、日当問題、経済的な負担の問題もあるでしょうし、あるいは暴力団の関係の事件を扱う場合は仕返しが怖いみたいな、そういう不安も多々あったんじゃないかと思います。それでもなお裁判員に参加しようと思った決め手というのは何だったんでしょうか。1番の方から順番にお願いします。

**裁判員等経験者 1：**ちょっと軽率な言い方かもしれませんが、やっぱり興味があったということと、社会人としての責任ですかね。それは選挙と一緒に、若いときには軽く思ってたと思いますけども、この年になってくるとそういうことが普通に腹落ちする年になってきたということだと思います。

**裁判員等経験者 2：**ちょっと二つほどあって、一つは、まず仕事への影響なんですけど、1週間ぐらいとかであれば極論、私の時期は2月だったんですけど、インフルエンザにかかったようなもんだというふうな話だと職場も理解していただけるかなというのが一つと、あともう一つは、結局自分が裁判員になって長期間会社休むことになるかどうかというのは、もう本当に直前にしかわからなくて、くじで外れたら何事もなくそのままいくという話でいくと、変な理由を



つけて、極論で言うとうそついて、こういうことから逃れようとするというの  
って余り個人的には良くないなと思ってて、選ばれたら選ばれたときで腹くく  
るしかないし、選ばれなかったらそういうことだったで笑い話で済めばいいか  
なと思うので、少なくとも土俵には乗ろうという形で、結果として選ばれたみ  
たいな、そんな感じです。

**裁判員等経験者 3**：私は法学部出身なので、一度は法曹の世界も目指したことが  
あったので、正直興味はあって、選ばれたら絶対に行こうとは思ってました。  
ただ、先ほど申しあげましたように自営なので、これが例えば1週間ではなく  
て1カ月とか2カ月、もっと長い期間であれば、選んだかどうかはわからない  
です。

**裁判員等経験者 4**：周りに経験者がいなかったの、宝くじに当たったみたい  
な、それで参加する気になりました。

**司会者**：じゃあ、事前にそんなに負担は感じられてなかったということなんです  
か。

**裁判員等経験者 4**：はい。

**裁判員等経験者 5**：私も通知が来て、最終的に選ばれるまでは思ってなかったの  
で、最終的に選ばれたときには、もうこれは自分が受けるべき運命だったと思  
って、別に抵抗はなかったですし、一つまた自分の知らない世界というか、い  
つもテレビとか報道で知るだけの世界なので、そういう世界もまた自分のため  
の勉強だと思って、受けることに全然抵抗はありませんでした。

**裁判員等経験者 6**：単純に断る理由がなかったっていう。断る理由がなくて、最  
後まで選ばれて、光栄に受けさせていただいたというだけです。良かったで  
す。

**記者**：ありがとうございます。

それでは、二つ目の質問をさせていただきます。先ほどのお話の中でも、5  
番の方がおっしゃったんでしょかね、量刑がしんどかったというふうな意見  
がありましたが、量刑について例えば、専門家の中でもこの裁判員制度では量

刑まで決める必要なくて、事実認定だけでいいんじゃないかと、アメリカの陪審制度と同じように事実認定だけでいいんじゃないかという方も中にはいらっしゃいます。いわゆる量刑の相場を示されるんだったら、もうAIで決めればいいんじゃないかとかですね、あるいは相場から外れると高裁でひっくり返されるとかという制度そのものについての存在意義について疑問の声が専門家の中でもあります。この制度そのものだけではなくて、例えば裁判員の人数が妥当なのか、あるいは日当がどうかとか、実務的な課題とかもいろいろあると思います。あらゆる点で制度についての改善点あると思うんですけども、実際に裁判員をされた立場から、この裁判員制度全般について要望点、改善点があれば、今日の今までのお話以外の点であれば教えてください。よろしく願います。

**司会者：** どうでしょう、この点。なかなか大きい話ではあります。私もちょっと聞いてみたいところですけど、いかがでしょう。

**裁判員等経験者 1：** まず量刑に関しては、私は裁判員も、実際行われているように1票を持って、責任を持った数字を具体的に示したほうがいいと感じました。それから人数も適当だったと思いますし、あと先ほどありました日当ですけども、日当が安かったら来ないという世界では全然ないんですけども、与えられた責任は非常に大きいので、もうちょっとあってもいいかなという気はします。

**司会者：** それ以外には、こう変えたらいいということは特にございませんか。

**裁判員等経験者 1：** はい。

**裁判員等経験者 2：** 制度そのものにいろいろな議論があるって専門家の話はよくわからないんですけども、一つ象徴的だったなと思っているのは、実際に評議で結論を出して、判決言渡が日をまたいだ翌日になったときに、判決言渡の日に行く前に、裁判所の隣にある湊川神社に行ったら、6人中3人の方にその場で鉢合わせしまして、本当にいろいろな覚悟で結論を出して、責任を持って自分の結論を受けとめようとしているのかなというのが一つありまして、なので

その意味では、非常にこの制度自身というのは、完璧じゃないかもしれないですけども意味があるものなのかなと思っております。

改善点、要望のところなんですけども、冒頭の一言でも言いましたけど、やっぱり知名度かなという気がしてて、職場に戻っても本当にみんな知らないし、知らないけど非常に興味は持っていていろいろ聞いてくるしという話があり、やっぱりここが問題なのかなとは思っています。実際私が裁判員終わった後、その後当日に記者会見があったんでそのときもちらっと言ったんですけど、例えば法学部の人には必修としてちょっとこういうのをさせてみるとか、単純にプロモーションだけじゃなくてすそ野を広げるような制度みたいなものもセットで導入できたらいいんじゃないかなという話はちょっと思っています。

**裁判員等経験者 3**：私は補充裁判員だったので、実は量刑判断には関わってなくて、判決を下す際も一段下がってくださいという区別をされたときに、やはり裁判員としての責任、本当に正規の裁判員の方は量刑にも関わるというところでの責任の重さというのはものすごく感じたので、量刑判断に関わるということに関しては、私はいいのかなと思っております。

私もやはり思っているのは、裁判員制度自体の周知がまだまだ足りてないのかなと。やっぱり終わってから裁判員制度ってやってたんだという感想もあったので、現状の裁判員制度の細かい部分がどうなのか、妥当性がどうなのかという議論をするにはまだ早いのかなと。もっともっと周知をして、世間一般でじゃあどう思いますかというふうに持っていく段階なのかなと思っております。

**裁判員等経験者 4**：私も補充裁判員だったので、量刑には参加していないんですが、裁判員として量刑の議論に加わるということは必要だと思います。

**裁判員等経験者 5**：私も最終的な量刑には、補充裁判員として参加してますので加わりませんでした。それまでの過程というか、他の6人の裁判員の方と同じようにやってきたので、最終的に6人の方々は最後の日はすごいしんどい思いをされているなというのは感じました。でも、裁判員制度も私たち一般人が

参加するというのもすごく大事なことだと思うんですが、また少し余裕というか、そういうのがあれば司法を目指している学生さんとか、そういう方も対象に入れられてはどうなのかなという事は感じました。

**裁判員等経験者 6**：量刑に関しましては、裁判員として選ばれたのであれば、そこまで関わっていくというのは仕方がないことというか、そうあるべきかなと思いますし、量刑を自分が下したことによってそれになるわけでもなく、皆様の意見を聞きながら皆さんで決めるという形なので、1人で重く責任感を持つという感覚もなかったんで、逆にそこに参加させていただけたことは良かったかなと思いますので、裁判員にだけ参加して量刑はあなたたちは入らないよっというのは、やっぱりちょっと違うかなということを感じましたので、私は量刑に関しては、それは特に問題はなかったかなと思います。

あと要望としましては、私ちょっと田舎の遠方から来てるので、選ばれたときに宿泊の有無ってあったんですけど、そこはもうなしのほうになってたんですけど、意外と遠いんだけどというのを内心思ったんで、そちらで決めるのではなく、希望されますかと聞いていただきたかったなとはちょっと思いました。国のことなんで、そういうふうにはいかないのかなとは思ってたんですけど、それは個人的に少し思いました。

**司会者**：どうもありがとうございます。

これで今回の意見交換会を終わりたいと思います。本当に本日は皆さんから貴重な御意見をいただきありがとうございました。これで終了させていただきます。